豊田信用金庫

	豆口信用业准
1.商品名(愛称)	納税準備預金(優納<ん)
2.販売対象	・法人および個人の方
3.期 間	・期間の定めはありません。
4.預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	·随時預入 ·1円以上 ·1円単位
5.払戻方法	・原則として租税納付にあてる場合に限り払戻しできます。
6.利 息 (1) 適用金利	· 変動 金利 毎日の店頭表示の利率を適用します。
(2) 利払方法	・年2回(3月、9月)の当金庫所定の日に元金に組入れます。
(3) 計算方法	・1年を365日とする日割計算 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とし利息を計算します。
7.税 金	・利息には所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払戻した場合には、個人は20.315% (国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には、復興特別所 得税が追加課税されるため、従来の所得税額に2.1%を乗じた額が上乗せとなります。 ・法人は総合課税となります。
8.手数料	
9.付加できる特約事項	
10.中途解約時の取扱い	
11.金利情報の入手方法	·店頭表示金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会〈ださい。 また、当金庫ホームページに掲載しています。
12 . 苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時~17時、電話:0565-31-1616)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記の弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)・もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
13.その他参考となる 事項	・租税納付以外の目的で払戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭表示された毎日の普通預金利率によって計算し、課税扱いとなります。 ・お1人様1金融機関あたり、決済用預金を除く他の預金と合算して、元本1,000万円までとその利息が預金保険制度により保護されます。